

部会の設置（案）

1. 部会の設置

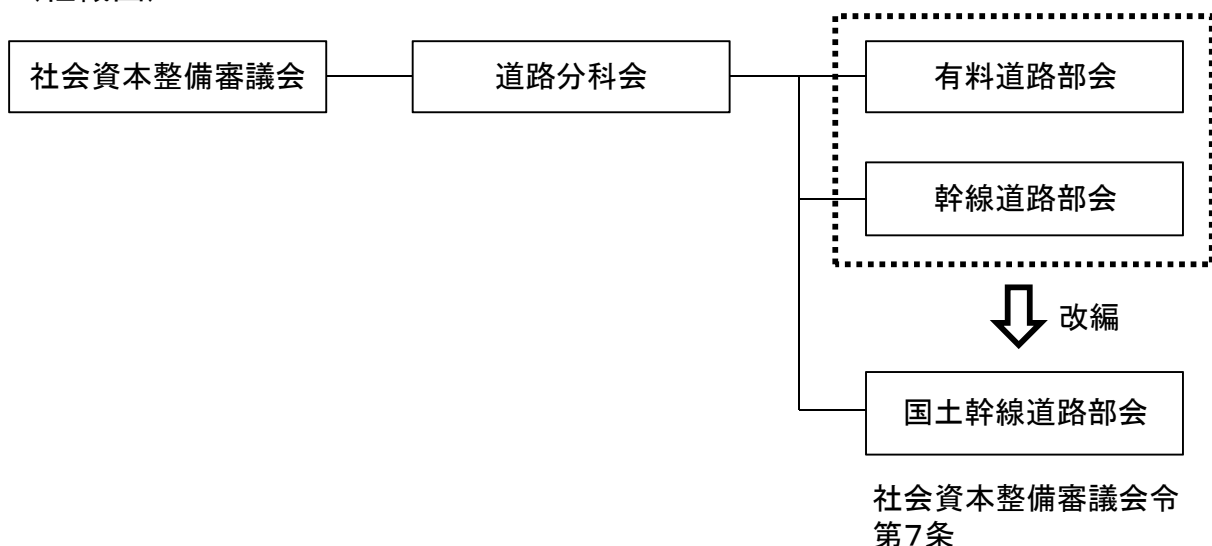
社会資本整備審議会道路分科会に国土幹線道路部会を設置する。

2. 所掌事務

国土幹線道路（主に高速自動車国道・直轄国道）に関する制度等について検討することを目的とする。

（根拠法令等） 国土交通省設置法（平成11年法律第100号）
社会資本整備審議会令（平成12年政令第299号）

（組織図）



○国土幹線道路部会

国土幹線道路（主に高速自動車国道・直轄国道）に関する制度等について検討することを目的として設置。

（当面は、料金施策をはじめとした有料道路制度、幹線道路網の事業実施に向けた手続きのあり方及び利活用のための制度等について検討。）